

令和 2 年香美市議会定例会

## 1 1 月臨時会議会議録

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 開 議

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

1 1 月 臨 時 会 議 会 議 録

令 和 2 年 1 1 月 2 6 日 木 曜 日

## 令和2年香美市議会定例会11月臨時会議会議録

招集年月日 令和2年11月26日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 11月26日木曜日（審議期間第1日） 午前 9時30分宣告

### 出席の議員

1番	萩野義和	12番	濱田百合子
2番	山口学	13番	山崎龍太郎
3番	舟谷千幸	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	爲近初男
6番	森田雄介	16番	山本芳男
7番	久保和昭	17番	比与森光俊
8番	小松孝	18番	小松紀夫
9番	村田珠美	19番	甲藤邦廣
10番	島岡信彦	20番	利根健二
11番	山崎晃子		

### 欠席の議員

4番 依光美代子

### 説明のため会議に出席した者の職氏名

#### 【市長部局】

市長	法光院晶一	総務課長	川田学
副市長	今田博明	管財課長	和田雅充

#### 【教育委員会部局】

教育次長	秋月建樹	教育振興課長	公文薫
------	------	--------	-----

#### 【消防部局】

なし

#### 【その他の部局】

なし

### 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	猪野高廣	議会事務局書記	横田恵子
議会事務局書記	大和正明		

### 市長提出議案の題目

議案第104号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 議員提出議案の題目

発議第 5 号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 議事日程

令和 2 年香美市議会定例会 1 1 月臨時会議議事日程

(審議期間第 1 日目 日程第 1 号)

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 (木) 午前 9 時 3 0 分開議

日程第 1 審議期間の決定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 1 8 号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第 4 議案第 1 0 4 号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 1 0 5 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 発議第 5 号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 会議録署名議員

5 番、笹岡 優君、6 番、森田雄介君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、令和2年香美市議会定例会を再開し、11月臨時会議を開会いたします。

報告します。4番、依光美代子さんは、所用のため欠席という連絡がありました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題といたします。

本件につきましては、本日、議会運営委員会で協議をいただいています。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思えます。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定いたしました。

### 【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて、5番、笹岡 優君、6番、森田雄介君を指名いたします。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第18号の報告がありました。

次に、監査委員から、定期監査の結果について報告がありました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第3、報告第18号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてから、日程第6、発議第5号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上4件を一括議題といたします。

行政報告及び議案の提案理由説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆さん、おはようございます。紅葉のにぎわいも去り、北の山から風が吹き始める季節となりました。寒さの厳しい季節へと移ろうといたしております。コロナもさることながら、共に健康に気をつけてまいりたいというふうに思います。

さて、今月6日には、中央公民館におきまして、濱田知事を囲んで県民座談会「濱田が参りました」が開催されました。各分野の代表5人の方から報告や意見が述べられ、その後意見交換が行われ、大変よい会になりました。当日はコロナ感染対策のため参加者制限ということになりまして、大変残念であります。

各種要望活動につきましては、感染予防の立場から自粛をしましてまいりましたが、予算の重要な時期を迎えたということから、限られた役員代表などの形を取って再開し、6日には国道195号について県に、また、9日の週には市町村道や治水などにつきまして国、県選出の国会議員の皆様にご要望活動をさせていただきました。

次に、本臨時会議に提案しました議案につきまして御説明を申し上げます。

報告第18号、専決処分事項の報告については、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

議案第104号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、並びに、議案第105号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告に伴い、それぞれ改正しようとするものであります。

お手元のほうに議案細部説明書がございますので、御参照の上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、専決処分事項の報告についての質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君）　質疑なしと認めます。以上で専決処分事項の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、今臨時会議に提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君）　異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第4、議案第104号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君）　議案第104号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年11月26日提出、香美市長 法光院晶一

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の条文につきましては省略させていただきます。

内容としましては、一般職の職員の期末手当支給割合を引き下げる条例改正に合わせ

て、市長等の特別職の期末手当支給月数も0.05か月分引き下げるものです。

なお、第1条は、本年度の12月期の期末手当を引き下げるため、公布の日から施行し、第2条は、令和3年度以降の6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げるため、令和3年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

- 議長（利根健二君） 補足説明が終わりましたので、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

- 議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

- 議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第104号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第105号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

- 総務課長（川田 学君） 議案第105号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年11月26日提出、香美市長 法光院晶一

香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の条文につきましては省略させていただきます。

内容としましては、一般職の職員の期末手当を人事院勧告の趣旨に沿って0.05か月分引き下げるものです。また、会計年度任用職員制度の創設による地方公務員法の改正に伴い、臨時的任用職員の給与については、一般職の職員の給与に関する条例の規定が直接適用されることになったため、臨時職員の給与に係る条文が不要となったことから、削除するものです。

なお、第1条は、本年度の12月期の期末手当を引き下げるため、公布の日から施行し、第2条は、令和3年度以降の6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げるため、令和3年4月1日から施行するものです。

以上、よろしくお願ひします。

- 議長（利根健二君） 補足説明が終わりましたので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 説明のほうにもありましたけれども、会計年度任用職員です、今年度からということですが、この方々は昨年と比べて総額の保障はできているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

前年度から引き続いて働かれています方につきましては、年収ベースでの保障をしております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 期末手当支給の引下げによって、金額的にどれぐらいの平均的な影響を受けるのでしょうか。分かればお願いします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

会計年度任用職員と一般職の正職員の人数554人分で、金額は約766万4,000円となっております。この会計年度任用職員は現給保障をしていますけれども、現給保障の対象とならない今年度から働かれています方とか、前年度の年収を上回っている方については影響が出ているというところです。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第105号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第5号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。19番、甲藤邦廣君。

○19番（甲藤邦廣君） 19番、甲藤でございます。

この発議は、人事院勧告に準拠し、本市議会議員の期末手当を引き下げるための条例



改正を行うものでございます。

(提出者朗読)

【発議第5号 巻末に掲載】

○議長(利根健二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(利根健二君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(利根健二君) 全員起立であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会議に付された議案は全て終わりました。

以上をもちまして、11月臨時会議を終了し、令和2年香美市議会定例会を散会いたします。

(午前 9時46分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 2 年香美市議会定例会

1 1 月臨時会議会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和2年香美市議会定例会11月臨時会議  
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	11月26日 （木）	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 審議期間の決定</li><li>・ 会議録署名議員の指名</li><li>・ 諸般の報告</li><li>・ 議案提案 説明～採決</li></ul>

議会運営委員会の協議結果の報告

令和2年香美市議会定例会11月臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- (1) 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- (2) 会議は予定表のとおりであり、委員会への付託を省略し、本会議で審議採決します。

令和2年香美市議会定例会11月臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件 名	議決結果	議決 年月日
議案 第104号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定 について	原案可決	2.11.26
議案 第105号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	原案可決	2.11.26
発議 第5号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2.11.26